



著作権セミナー

障害のある人の芸術活動支援と権利擁護を学ぶ

(例)

施設側と利用者との著作物の利用許諾契約を結ぶ場合、どのようなことを取り決めればよいのですか？(施設担当 Aさん)

(例) 施設内で利用者さんが描いた絵画を販売したいのですが、どういった手続きを取ったらよいのですか？(施設担当 Sさん)

(例)

施設内で描いた絵画を無断でチラシの表紙に掲載しているのを見つけました。どうしたらよいのですか？(施設担当 Yさん)

静岡県障害者
文化芸術活動
支援センター

みらーと

障害のある人の権利擁護を学ぶ

1

基礎編

著作権と所有権の基礎知識を学ぶ

参加無料

東部
会場

令和2年

1/14 火

13:30 ~ 16:30

静岡県総合健康センター
会議室(三島市)

西部
会場

令和2年

1/22 水

13:30 ~ 16:30

静岡県浜松総合庁舎
703 会議室(浜松市中区)

中部
会場

令和2年

1/28 火

13:30 ~ 16:30

静岡県障害者働く幸せ創出
センター会議室(静岡市葵区)

2

応用編

作品の二次利用にあたって必要な権利保護を学ぶ

参加無料

中部
会場

令和2年

2/5 水

13:30 ~ 16:30

静岡県障害者働く幸せ創出
センター会議室(静岡市葵区)



【講師】 法テラス沼津法律事務所
常勤弁護士・社会福祉士



山本 明日香 氏

慶應義塾大学法科大学院にて知的財産法を学ぶ。平成21年より法テラス(日本司法支援センター)に勤務。

障害のある人の権利擁護を学ぶ

基礎編 著作権と所有権の基礎知識を学ぶ 「基礎」編の内容は、東・中・西部とも、同じ内容です。

1部 13:30～14:30(60分) 受付開始:13:00～

2部 14:40～16:30(110分)

著作権と所有権の違い。著作権とは、どんなものか、なぜ必要か。また、所有権とは何かを学ぶ。

事例の検討。実際に施設などで直面している悩みや疑問を、参加者全員で考え、グループ毎に発表し、質疑応答を交えて、解説を行う。

会場・日程

13:30～16:30

東部会場 **1/14** (火)

静岡県総合健康センター会議室(三島市)

西部会場 **1/22** (水)

静岡県浜松総合庁舎 703 会議室(浜松市中区)

中部会場 **1/28** (火)

静岡県障害者働く幸せ創出センター会議室(静岡市葵区)

応用編 作品の二次利用にあたって必要な権利保護を学ぶ ※「応用編」からの参加可能

1部 13:30～14:20(50分) 受付開始:13:00～

2部 14:30～16:30(120分)

著作権と所有権についての復習

グループワークを通して、実際にあるトラブルをグループ内で検証する。グループ毎に発表した内容について解説・質疑応答。

会場・日程

13:30～16:30

中部会場 **2/5** (水)

静岡県障害者働く幸せ創出センター会議室(静岡市葵区)

著作権セミナー 参加申込書

返送受付期限:12月28日(土)

FAX:054-251-3516 みらーと事務局 松本 宛

メール申し込み: seminar@all-shizuoka.or.jp

募集人員各会場 **25**名 対象者:障害福祉事業所職員・特別支援学校教諭他 定員になり切り次第募集終了となります。

参加希望会場	参加希望セミナーに (○をお付けください) 複数会場に参加可能です。	
	基礎編 (東部・中部・西部)	応用編 中部
事業所・法人・学校名		
参加者氏名		
住所	〒	
TEL	FAX	E-mail
講師への質問	※申込書に記載された個人情報は、この研修以外の目的で使用することはありません。	

静岡県障害者文化芸術活動支援センター **みらーと**

【開設時間】9:00～18:00 (土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く)

〒420-0031 静岡県静岡市葵区呉服町2-1-5 5風来館(ごぶかかん)4階

TEL **054-251-3520** FAX **054-251-3516**

【相談受付時間】平日10:00～17:00

URL <https://mirart-shizuoka.com>

mail: info@mirart-shizuoka.com

